

一般社団法人つくばスマートシティ協議会 API 利用規約

令和6年4月1日制定
令和7年1月30日改正

(目的)

第1条 本 API 利用規約（以下「本利用規約」という。）は、一般社団法人つくばスマートシティ協議会（以下「API 提供者」という。）が提供する下記のアプリケーション・プログラミング・インタフェース（以下「本 API」という。）の利用に際し、API 利用者が遵守すべき利用条件を定めることを目的とする。

記

本 API の名称：一般社団法人つくばスマートシティ協議会オープンデータ API

(定義)

第2条 本利用規約において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) API 利用者 本 API を利用する者をいう。
- (2) API 認証情報 API 利用者を特定するために API 提供者が API 利用者に対し提供する認証情報をいう。
- (3) API 利用アプリケーション API 利用者が本 API を組み込んで開発するアプリケーション、プログラム等をいう。
- (4) API 提供情報 本 API を経由して API 利用アプリケーションに提供される情報をいう。
- (5) エンドユーザー API 利用アプリケーションを利用する者をいう。
- (6) 本契約 API 提供者と API 利用者との間で締結する本 API の利用に係る契約であって、本利用規約を内容とするものをいう。

(登録)

第3条 本 API の利用を希望する者は、API 提供者に対し、本 API の利用登録を申請することができる。この場合において、申請者は、本利用規約に同意した上で、真正かつ正確な所定の情報（以下「登録事項」という。）を提供するものとする。

- 2 API 提供者は、前項の申請に対し登録することを認めた場合は、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 本契約は、前項の通知をもって申請者と API 提供者との間で締結したものとする。この場合において、申請者は、API 利用者として本 API を利用することができる。

- 4 API 利用者の名称、所在地その他の登録事項に変更が生じた場合は、当該 API 利用者は、直ちにその旨を API 提供者に届け出るものとする。

(API 認証情報の発行及び管理)

第4条 API 提供者は、API 利用者に対し、API 認証情報を発行する。

- 2 API 利用者は、API 認証情報を自己の費用と責任において厳重に管理するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、売買その他一切の処分をしてはならない。
- 3 API 提供者は、API 認証情報を利用した本 API の利用を API 利用者本人による本 API の利用とみなす。この場合において、API 利用者は、API 認証情報を利用して本 API を利用した者の行為に基づくすべての責任を負うものとする。
- 4 API 利用者による API 認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等による損害の責任は、API 利用者が負うものとし、API 提供者は、一切責任を負わないものとする。
- 5 API 利用者は、API 認証情報が第三者により不正に利用され、又はその可能性を認知した場合は、直ちに API 提供者に通知するとともに、API 認証情報を再発行するための手続を執る等 API 提供者の求める措置を講ずるものとする。

(本 API の提供条件)

第5条 API 提供者は、本利用規約及び本利用規約に付属する規約の定めに従うことを条件として、API 利用者には本 API を非独占的に使用させることを許諾する。

- 2 本 API の仕様は、別に定める API 仕様書（データ利活用基盤サービス (FIWARE) アプリケーション開発ガイド）のとおりとする。この場合において、API 提供者は、API 利用者には事前の通知をすることなく本 API の全部又は一部の仕様をいつでも変更することができるものとする。
- 3 API 提供者は、本 API の負荷状況に応じて本 API の利用に制限をかけることができるものとする。
- 4 API 利用者は、自らの費用と責任において、ハードウェア、ソフトウェアその他の機器、インターネット接続回線等、本 API の利用に必要な環境（以下「利用環境」という。）の一切を整備するものとする。
- 5 API 利用者は、自己の利用環境に応じて、コンピューターウイルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講ずるものとする。
- 6 API 提供者は、本 API に係るコンピューターシステムの定期的な点検又は保守作業を行う場合において、運用上、技術上その他の事由により、本 API の利用を停止する必要があると認めるときは、API 利用者には事前に通知の上、本 API の利用の全部又は一部を停止することができるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、API 提供者は、次のいずれかに該当する場合は、API 利用者に事前に通知することなく、本 API の利用の全部又は一部を停止することができるものとする。

- (1) 本 API に係るコンピューターシステムの緊急の点検又は保守作業を行う場合
- (2) 本 API に係るコンピューターシステム、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、事故、天災地変等の不可抗力により本 API を提供することができなくなった場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、運用上、技術上その他の事由により、API 提供者が緊急の停止が必要であると判断した場合

(料金)

第6条 API 利用者は、別表に定めるところに従い、本 API の利用料を、API 提供者が指定する期日までに、API 提供者が指定する方法で支払うものとする。この場合において、支払いに要する費用は、API 利用者が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、利用料を支払った事実が確認できないときは、API 提供者は、本 API の利用の全部又は一部を停止することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会が認める場合においては、本 API の利用料を免除することができる。

(API 利用者の義務・責任)

第7条 API 利用者は、自己の費用及び責任において API 利用アプリケーション及びこれに関連するサービスをエンドユーザーに提供するものとする。

- 2 API 利用者は、API 利用者が提供する API 利用アプリケーション及びこれに関連するサービスは API 利用者が開発し、及び運営するものであり、かつ、API 利用者がそれらに起因する責任を負う旨を、エンドユーザーに明示するものとする。この場合において、API 利用者とエンドユーザーとの間で予想される紛争等については、エンドユーザーが著しく不利となることのないよう、API 利用者は、API 利用者及びエンドユーザーの責任範囲を適切に定め、エンドユーザーが理解できるように明示するものとする。
- 3 API 利用者は、API 利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）その他の法令を遵守するものとする。
- 4 API 利用者は、本 API の利用又は API 利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関し、不正アクセス等が行われた場合において、不正アクセス等によ

る情報の流出、漏洩、改ざん等若しくは財産の処分が判明したとき、又はそれらの具体的な可能性を認識したときは、直ちに API 提供者に報告するものとする。

- 5 前項の場合において、API 利用者は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう必要なアクセスログの記録及び保存を行うとともに、速やかに実施可能な対策を講じた上で、API 提供者と協力して原因の究明及び対策を行うものとする。この場合において、API 提供者は、十分な対策が講じられるまでの間、当該 API 利用者の本 API の利用を制限し、又は停止することができるものとする。

(禁止事項)

第 8 条 API 利用者は、本 API の利用又は API 利用アプリケーション及びこれに関連するサービスに関し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとする。

- (1) 国民の安全に脅威を与える行為
- (2) API 提供者若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (3) 本 API の運用や第三者による利用を妨害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 短時間における大量のアクセスその他本 API の運用に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (5) 次の内容を含むサイトやアプリケーション上又はアプリケーション内で、本 API 又は本 API 提供情報を利用する行為
 - ア 公序良俗に反し、若しくは法令等に違反し、又はそのおそれのある表現
 - イ API 提供者又は第三者の財産権、知的財産権、信用、名誉、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害しているもの
 - ウ コンピューターウイルス等のソフトウェア、ハードウェア又は通信機器等の適切な動作を妨害、破壊もしくは制限し、又はそのおそれのあるものその他 API 提供者が不相当と判断するもの

(利用解除)

第 9 条 API 提供者は、API 利用者が本利用規約の各条項に違反した場合は、その原因に係る当該 API 利用者の帰責性の有無にかかわらず、事前の通告なしに、本 API の利用を全部若しくは一部を停止し又は本契約を解除することができるものとする。

(権利の帰属・利用)

第 10 条 本 API に係る知的財産権（著作権、特許権、商標権その他の財産権を含む。以下同様。）は、API 提供者又は当該権利を有する第三者に帰属するものとし、API 利用者は、本規約等に明示的に規定される場合を除き、いかなる権利も取得しないもの

とする。

- 2 API 利用者は、API 利用アプリケーション及びこれに関連するサービスを提供するに当たり、API 提供者所定の方法によってのみ、API 提供者の商標及び商号等を使用することができるものとする。

(免責)

第 11 条 API 提供者は、本 API に関する次に掲げる事項について、いかなる保証も行わない。この場合において、API 利用者が API 提供者から直接又は間接に本 API に関する情報を得た場合であっても、API 提供者は、API 利用者に対し、本利用規約に定める内容を超えるいかなる保証も行わない。

ア 本 API の利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと

イ 本 API 又は API 提供情報の正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性

ウ 本 API を提供するためのシステムにエラー、バグ、不具合、中断その他の瑕疵又はセキュリティ上の欠陥が存在しないこと

エ API 利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等への適合性

- 2 API 提供者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により API 利用者 に生じた損害について一切責任を負わないものとする。

(補償・賠償)

第 12 条 API 利用者は、本利用規約等の違反により API 提供者又は第三者（エンドユーザーを含む。）に損害が発生した場合は、当該損害の全額（弁護士費用を含む。）を賠償するものとする。

- 2 API 利用者は、API 利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関連して、第三者（エンドユーザーを含む。）との間で生じたクレーム、請求その他の紛争等については、自らの費用と責任において解決するものとする。
- 3 API 利用者は、API 利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関してエンドユーザーに損害が生じた場合（API 利用アプリケーションの利用規約等に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除く。）は、速やかにその原因を究明し、当該サービスの利用者に生じた損害を賠償又は補償するものとする。
- 4 API 提供者は、API 提供者の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる場合にも、本 API の利用に関して API 利用者 に生じた損害について損害賠償責任を負わないものとする。
- 5 API 提供者が損害賠償責任を負う場合であっても、賠償すべき損害の範囲は、API 利用者に現実に発生した直接かつ通常生じる範囲内の損害に限るものとし、逸失利益

及び特別の事情から生じた損害については責任を負わないものとする。この場合において、その賠償額は、本契約に基づき API 利用者が API 提供者に対して支払った月額利用料金の 6 月分を上限とする。

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 API 利用者及び API 提供者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

ア 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 API 利用者及び API 提供者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないことを確約する。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為

オ 反社会的勢力の活動を助長し又はその運営に資する行為

カ その他前各号に準ずる行為

3 API 利用者及び API 提供者は、相手方が本条に違反した場合には、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。

4 API 利用者及び API 提供者は、前項の規定に基づく本契約の解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わず、当該解除に起因して自己に生じた損害については、相手方に対し損害賠償請求することができる。

(秘密保持)

第 14 条 API 利用者は、本 API サービスに関連して API 提供者が API 利用者に対して

秘密に扱うことを指定して開示した情報について、API 提供者の事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に利用せず、また、第三者に開示しないものとする。

(規約の変更)

第 15 条 API 提供者は、本利用規約を変更する旨及び変更後の内容並びに変更の効力発生時期を予め周知することにより、API 利用者の個別の承諾を得ることなく、本利用規約の内容を変更することができるものとする。この場合において、変更後の本利用規約の効力は、予め公開した時点より効力を生じるものとする。

(提供の終了)

第 16 条 API 提供者は、自己の都合により、本 API の提供を終了することができる。この場合において、API 提供者は、API 利用者に事前に通知するものとする。

(連絡・通知)

第 17 条 API 提供者から API 利用者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信又はインターネット上の API 提供者の Web サイトへの掲載等、API 提供者が適当と認める通知手段によって行う。

2 API 利用者は、API 提供者に対し、有効に受信可能なメールアドレスを届け出るものとし、不通、廃止その他の事情により当該メールアドレスに変更がある場合は、直ちに所定の変更届出を提出するものとする。この場において、API 利用者は、API 提供者から API 利用者宛に送信される電子メールの受信を拒否する設定等を行ってはならない。

3 API 提供者が API 利用者から届出のあった住所、メールアドレス等宛に書面又は電子メールによって連絡を発信した場合において、事前に届け出た事項の不備若しくは変更、受信拒否設定、通信事情その他 API 提供者の責めによらない事由により延着又は不着となったときは、当該事由にかかわらず、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

4 API 利用者から API 提供者への連絡は、電子メールにより行うものとする。

(権利義務等の譲渡禁止)

第 18 条 API 利用者は、相手方の事前の書面等による承諾のない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

(分離可能性)

第19条 本利用規約のいずれかの条項が法令又は裁判所により無効又は執行不能であるとされた場合であっても、本利用規約のその他の条項の有効性に影響を与えないものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第20条 本利用規約は、日本法に準拠し、日本法に基づいて解釈される。

2 本APIの利用及び本利用規約に関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

別表 (第6条関係)

月額利用料 (一般社団法人つくばスマートシティ協議会の会員)	無料
月額利用料 (一般社団法人つくばスマートシティ協議会の会員以外)	月額 30,000 円

備考 APIの利用期間が1か月に満たない場合は、当該月の月額利用料は、日額1,000円にAPIの利用日数(第3条第2項の規定により)を乗じた額とする。